

社会福祉法人みまき福社会役員等報酬規程

規程第 30 号

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人みまき福社会（以下「法人」という。）定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(理事会及び評議員会等の出席費用弁償)

第 2 条 理事会、評議員会、監査会へ出席した時は、次のとおり費用弁償を支給する。

会議等	1 日あたり	半日あたり
理事会	6, 300 円	3, 800 円
評議員会	6, 300 円	3, 800 円
監査会	6, 300 円	3, 800 円

(報酬等の支給)

第 3 条 役員に対する業務報酬月額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長（非常勤の役員） 70,000 円
- (2) 常務理事（常勤の役員） 200,000 円
なお、施設職員と兼務の場合には、第 9 条に定めるとおりとする。
- (3) その他の役員等については、報酬を支給しないこととする。

(役員の報酬の支払及び支給日)

第 4 条 前条に規定する役員の報酬は、本人が指定する銀行口座に振り込むものとする。但し、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支払うものとする。
2 報酬は、原則として毎月 25 日に支払う。

(通勤手当)

第 5 条 常務理事の通勤手当は、一般職の職員の給与規則に基づく通勤手当に準ずる。

(月の中で就任又は退職した場合の報酬)

第 6 条 月の中で新たに就任した役員の就任当月分の報酬等（報酬及び通勤手当をいう。以下同じ。）及び月の中で退職した役員に退職当月分の報酬を支給する場合は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いて日数を基礎として日割りによって計算する。報酬の計算期間は、当該月の前日の 16 日から当該月の 15 日までとする。

(端数の処理)

第 7 条 この規程により計算した金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(出張旅費)

第 8 条 役員及び評議員等が法人業務のため出張する場合には、一般職の職員の旅費規程に準じて支給する。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員として業務を除く法人の職務に限り、この規程を適用し、業務報酬等は次のとおりとする。

- (1) 理事長報酬月額 100,000 円
- (2) 常務理事報酬月額 50,000 円
- (3) 理事長、常務理事賞与 一般職の職員の給与規則に準じて支給する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附則 この規程は、平成30年4月1日から適用する。

この規程は、令和5年7月1日から適用する。